

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 道路課

法令名	道路法			法令番号	昭和27年法律第180号		
手続名	占用料の徴収			根拠条項	第39条 第1項		
処分基準	<p>○佐賀県道路占用料条例（昭和28年4月15日佐賀県条例第25号）</p> <p>○佐賀県道路占用料条例施行規則（昭和28年4月15日佐賀県規則第10号）</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	各土木事務所	交付機関	各土木事務所	目次No.